

【健康保険の被扶養者認定基準】

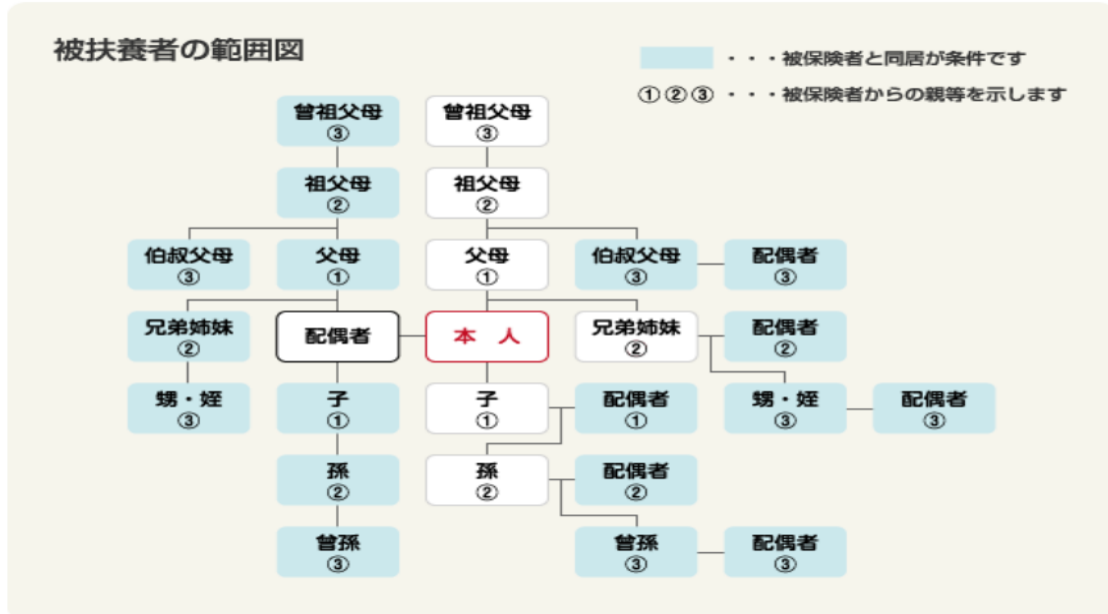
1. 被扶養者申請の前に、次の事項により被扶養者に該当するかご確認ください。

(1) 扶養義務者について

- 扶養義務者は被保険者（本人）であること
※認定対象者について扶養義務者が2人以上いる場合には、年間収入の多い方を扶養義務者とします。

(2) 被扶養者の範囲

- 下図に示された3親等内の親族の方で、主として被保険者（本人）の収入によって生計を維持されている75歳未満の方。
被保険者と同居の内縁関係にある配偶者とその親族
※「主として生計維持されている」とは、被扶養者の生計費の半分以上を継続的に維持している状態。



- ※同居とは・・・ 住居と家計を共にする状態。（同一世帯＝住民票同一）
世帯分離（同一の住所に世帯主が二人）の場合は別居扱いになります。
ただし、施設へ入所、単身赴任による場合は同居とみなします。

(3) 被扶養者(認定対象者)の収入について

- 認定対象者に収入がある場合その額は、法律で定められた収入基準以内であり、被保険者の収入の2分の1未満であること

◆健康保険法の収入基準◆

認定対象者	年額	月額	給付金の日額
19歳以上23歳未満 (被保険者の配偶者は除く)	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
上記以外の60歳未満	130万円未満	108,344円未満	3,612円未満
60歳～74歳 または障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

- ※19歳以上23歳未満の年齢要件の判定については、所得税法上の取り扱いと同様、その年の12月31日時点の年齢で判定いたします。
(注：年齢は民法上、誕生日の前日に加算されるため、誕生日が1月1日の方は12月31日において年齢が加算されることにご留意ください。)

- 年間収入とは、課税非課税を問わず、生活費に充当可能な収入すべてを含む。
※事業所得については営業収入等（総収入）すべてを収入とみなします。（ただし、一部必要経費として取扱う場合があります。）
- 失業給付、退職後の傷病手当金および出産手当金の受給者は被扶養者に加入できません。（手当額が収入基準以下は除く）
- 別居の場合は、仕送り金額が、認定対象者の収入額以上かつ認定対象者の年収＋仕送り額（年）が年間標準生計費以上であることが必要。その場合の証明は、受取り側の主たる口座の通帳写しをもって行います。

仕送り額（年）	>	認定対象者の年収
	かつ	
認定対象者の年収＋仕送り額（年）	<	年間標準生計費（※1）

- ※1「年間標準生計費」とは、人事院が総務省の家計調査等に基づき算定した標準生計費（月）を年間分に換算したものの。
(標準生計費は前年に公表された金額を使用し、毎年4月に見直します)
2026年4月～2027年3月までの年間標準生計費＝1人分：150万円、2人分：202万円

【扶養申請に必要な書類】 (必要に応じ、追加で書類の提出を求めることがあります)

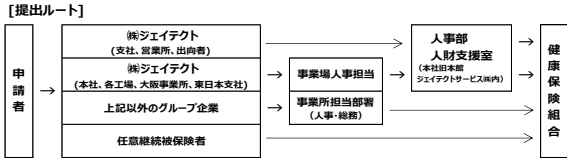
※扶養追加には申し立てのみではなく証明する書類が必要となります。

■ 被扶養者（認定対象者）と状況に応じた以下の書類を提出してください。

<表1> ※該当する状況がわからない場合は、事業場人事担当にお問い合わせください。

被扶養者（認定対象者）		申請書類			
配偶者	収入なし	無職だった人	①②③④		
		2年以内に退職			
		失業給付	受給終了	①②③④ ⑩(*1)	
			受給しない	①②③④ ⑦⑨	
			受給資格なし	①②③④ ⑦ ⑨(*8)または⑪	
	事業を廃業した	①②③④ ⑭			
	収入あり	無職	2年以内に退職		
			失業給付	受給中	①②③④ ⑩
				受給予定・申請中	①②③④ ⑦⑨
				延長（予定）中	①②③④ ⑦⑨
			年金収入がある	①②③④ ⑤	
		有職	給与収入がある	①②③④ ⑥	
			給与収入がある（収入減少）	①②③④ ⑥ ⑦ ⑨または⑪	
			事業収入がある	①②③④ ⑬	
			給与と年金収入がある	①②③④ ⑤⑥	
事業と給与収入がある			①②③④ ⑥⑬		
子ども	収入なし	18歳未満（高校生以下）	出生	①③ ⑮(*2)	
		養子縁組した	①③ ⑮(*2)		
		18歳以上	養子縁組した	①②③④ ⑮(*2)	
			無職だった人	①②③④ ⑮(*2)	
			2年以内に退職		
	収入あり	無職	失業給付	受給終了	①②③④ ⑩(*1) ⑮(*2)
				受給しない	①②③④ ⑦⑨ ⑮(*2)
				受給資格なし	①②③④ ⑦ ⑨(*8)または⑪ ⑮(*2)
			年金収入がある	①②③④ ⑤ ⑮(*2)	
			事業を廃業した	①②③④ ⑭ ⑮(*2)	
		有職	給与収入がある	①②③④ ⑥ ⑮(*2)	
			給与収入がある（収入減少）	①②③④ ⑥ ⑦ ⑨または⑪ ⑮(*2)	
			事業収入がある	①②③④ ⑬ ⑮(*2)	
			給与と年金収入がある	①②③④ ⑤⑥ ⑮(*2)	
			事業と給与収入がある	①②③④ ⑥⑬ ⑮(*2)	
その他	収入なし	無職だった人	①②③④		
		2年以内に退職			
		失業給付	受給終了	①②③④ ⑩(*1) ⑮	
			受給しない	①②③④ ⑦⑨ ⑮	
			受給資格なし	①②③④ ⑦ ⑨(*8)または⑪ ⑮	
	事業を廃業した	①②③④ ⑭ ⑮			
	収入あり	無職	2年以内に退職		
			失業給付	受給中	①②③④ ⑩ ⑮
				受給予定・申請中	①②③④ ⑦⑨ ⑮
				延長（予定）中	①②③④ ⑦⑨ ⑮
			年金収入がある	①②③④ ⑤ ⑮	
		有職	給与収入がある	①②③④ ⑥ ⑮	
			給与収入がある（収入減少）	①②③④ ⑥ ⑦ ⑨または⑪ ⑮	
			事業収入がある	①②③④ ⑬ ⑮	
			給与と年金収入がある	①②③④ ⑤⑥ ⑮	
事業と給与収入がある			①②③④ ⑥⑬ ⑮		

★被扶養者の加入申請は
異動事由が生じてから、原則として5日以内に必要書類を事業主を通じて健康保険組合へ提出してください。



申請書類（健保所定様式以外はコピー可）	入手先
① 健康保険被扶養者異動届（加入用）	健保所定様式
② 被扶養者状況説明	健保所定様式
③ 住民票（*5）	市区町村
④ 所得証明書 または 非課税証明書	市区町村
⑤ 年金振込通知書 【国民・厚生・遺族・障害・個人等】（*3）	日本年金機構等
⑥ 勤務状況証明書 または 労働契約書	健保所定様式 勤務先
⑦ 念書（失業給付用）	健保所定様式
⑧ 念書（扶養義務者失業給付用）	健保所定様式
⑨ 離職票 1・2	前勤務先
⑩ 雇用保険受給資格者証〔両面〕	ハローワーク
⑪ 雇用保険加入状況証明書	健保所定様式
⑫ 退職時標準報酬月額等証明書	健保所定様式
⑬ 確定申告書・収支内訳書 （+ 青色申告決算書）	税務署
⑭ 廃業届 コピー	税務署
⑮ 配偶者の所得証明書 または 非課税証明書	市区町村
⑯ 被扶養者（認定対象者） と同居している方の収入証明（*4）	市区町村等

- (*1) 「支給終了」が印字されたもの
- (*2) 配偶者が「ジェイテクト健保の加入者」の場合は不要
- (*3) 遺族年金受給予定の方は「試算結果通知書（年金事務所等試算）」のコピー
- (*4) 添付書類 ④ ⑤。事業収入がある方は ⑬ も必要
- (*5) 交付日が3ヶ月以内の世帯全員分。
個人番号・世帯主名・続柄・在留資格・在留期間満了日等が記載されたもの。
世帯分離などで被保険者との続柄が不明な場合は戸籍謄本等で関係を証明すること。
- (*6) 受取り側の主たる口座（光熱費等の引落しや年金等の振込みがある）通帳のコピー。送金日・送金者名がわかるもの。
- (*7) 家賃、水道光熱費は利用者と支払者がわかるものを提出
- (*8) 雇用保険資格喪失確認通知書のコピーでも可

<表2> 該当する項目がある場合は、表1に追加し、次の書類を提出

該当する場合に別途必要な書類				
別居	・仕送り証明書（3か月以上）(*6) ※配偶者、子どもは提出省略可	障がい者	・身体障がい者手帳または療育手帳のコピー ←都道府県等 ・医療受給者証のコピー ←都道府県等	
<仕送りの条件> 金額 ・認定対象者の収入額以上 ・無収入の場合は標準生計費以上 ・収入 + 仕送り額が標準生計費以上 方法 ・金融機関を通じての送金 （現金手渡し、口座引き出し不可） ・毎月（数ヶ月分まとめては不可） ・家賃、水道光熱費の支払い(*7)		外国籍	・③住民票(*5) ←市区町村 ・在留資格が「特定活動」の場合は指定書のコピー ・海外居住理由届出書 ←健保所定様式	
		異動年月日 時点で海外に 居住の場合	留学	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等のコピー
			出向帯同	ビザ、海外赴任辞令、出向先の公的な居住証明書等のコピー
			観光、保養	ビザ、ボランティアの場合はボランティア派遣期間の証明や参加同意書等のコピー
		出生・婚姻	婚姻証明・出生証明等のコピー	
内縁関係	・③住民票(*5) ←市区町村 ※続柄が「未届けの妻」等が表記されているもの （「同居人」は不可）	傷病手当金・出産手当金 受給中または受給予定の方	・⑪退職時標準報酬月額等証明書 ←健保所定様式	
孫	・孫の両親の収入証明(*4)	被保険者以外の扶養義務者	・④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭のうち 該当するものすべて	